

令和7年度 前橋市産業施策

産業サポートガイド

事業者・起業家・勤労者・商店街の方へ



産業サポートガイド

各サポートメニューの詳しい内容については、各窓口へお問い合わせください。

1 補助金・支援制度を活用する

問 産業政策課 産業政策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

共通事項

- ・原則として事前申請が必要です。交付決定前の発注や支払いは認められません。
- ・制度ごとに、申請できる事業者の規模・業種・業歴の制限があります。
- ・申請前に必ず補助金交付要項を確認してください。市のホームページで公開しています。

1 設備投資支援補助金※1 **事前申請** **大企業可**

（１）生産性向上設備導入枠

設備の自動化等生産性向上に直接的に寄与する設備の導入（リース調達含む）、更新費用（10万円以上の事業）の一部を補助します。

- ◇補助率：1/5（個人事業主・法人で小規模企業者は1/3）以内
- ◇補助上限額：個人事業主50万円、法人（小規模企業者100万円、その他150万円※2）
- ◇受付期間※3：（第1期）令和7年6月2日～13日（第2期）令和7年10月1日～15日
- ◇中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の税制特例対象設備等は対象外
- ◇省エネ設備導入枠及びDX推進補助金との併用申請はできません。

（２）省エネ設備導入枠

省エネ最適化診断等の診断結果に基づく省エネ設備の導入（リース調達含む）、更新費用（10万円以上の事業）の一部を補助します。

- ◇補助率：1/3
- ◇補助上限額：100万円※2
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）
- ◇中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の税制特例対象設備等は対象外
- ◇生産性向上設備導入枠及びDX推進補助金との併用申請はできません。
- ◇省エネの診断結果が必要となります。
（省エネクイック診断、省エネ最適化診断、省エネお助け隊、その他指定されたもの）

2 DX推進補助金※1 **事前申請** **大企業可**

業務の効率化や運営事業の課題解決を目的としたソフトウェアの導入、開発等によりDX推進に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助率：1/3（個人事業主・法人で小規模企業者は1/2）以内
- ◇補助上限：150万円※2
- ◇受付期間※3：令和7年5月12日～23日
- ◇「1 設備投資支援補助金」との併用申請はできません。

3 人材確保支援補助金※1

事業活動に必要な人材の確保や、事業課題解決のための副業人材活用に要する経費の一部を補助します。なお、紹介企業は、群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点の登録企業に限ります。

	副業人材活用型		転職型(社会人採用)
対象経費	紹介企業に支払う手数料	副業人材報酬	紹介企業の人材紹介手数料
補助率	10/10以内	1/2以内	1/2以内
補助上限額	10万円	15万円	100万円
受付期間	随時（予算上限額到達まで） ※副業人材活用型は事前申請		

記号の意味

事前申請

事前申請が必要

大企業可

大企業でも利用可能な制度

スタートアップ可

開業後1年未満でも利用可能な制度

対象拡充

医療、福祉、教育などの業種や、社福法人、医療法人、NPO法人など通常補助の対象外となっている事業者にも対象拡充している制度

※1 市内で1年以上継続して操業を行っている事業者が対象です。

※2 事業所税納付事業者については、納付額と50万円を比較して少ない金額を補助上限額に加算できます。

※3 各期における申請金額の合計が予算額を上回った場合は、公開抽選により交付決定者を選定します。

4 人財スキルアップ補助金※1

中小企業が行う従業員の人材育成に要する費用※4の一部を補助します。

- ◇対象経費：講習会等受講料、資格試験受験料（合格したものに限る）、社内研修費用（社外講師謝礼及び会場使用料）
- ◇補助率：1/2（小規模企業者は2/3）以内
- ◇補助上限額：7万円（DX人材育成が事業継続力強化計画策定済の場合は12万円）
- ◇受付期間：令和8年1月5日～30日

※4 従業員の個人負担分、交通費や食費・宿泊費実費相当分等については対象外です。

5 経営計画実行補助金※5 **事前申請** **スタートアップ可**

事業拡大・販路開拓を目指した経営の見直しを前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会がサポート。その経営計画実行費用の一部を市が補助します。

- ◇補助条件：3年間、4半期に1度程度の定期的なフォローアップを受けること。※6
- ◇対象経費：販路拡大・採用活動に係る広報費（HP作成、見本市出展費等）、賃料、委託外注費、設備備品費※7
- ◇補助率：2/3以内
- ◇補助上限額：20万円
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）※8

※5 創業1年未満のスタートアップ事業者は申請時に特定創業支援等事業（創業支援塾や創業センターにおける継続的経営指導など）を受けたことの証明書が必要となります。

※6 事業終了後3年間の報告義務があります。

※7 設備備品費のみが対象経費となる事業については対象外となります。

※8 令和6年度経営計画実行補助金の利用事業者は申請することができません。

6 前橋市ぐんま技術革新チャレンジ補助金 **事前申請** **スタートアップ可**

中小企業が新製品・新技術を開発する事業経費の一部を県と共同で補助します。

- ◇対象経費：原材料、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費、大学や公設試験研究機関への研究委託契約等
- ◇補助率：1/2（小規模企業者は4/5）以内
- ◇補助上限額：80万円
- ◇受付期間：令和7年4月1日～5月9日

7 新製品・新技術開発費補助金 **事前申請** **スタートアップ可** **大企業可** **対象拡充**

（1）製品・技術開発枠

新製品・新技術・新設備にかかる試作開発経費の一部を補助します。

- ◇対象経費：原材料、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、検査費用、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約
- ◇補助率：2/3以内
- ◇補助上限額：50万円
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

（2）新商品・特産品チャレンジ枠

地域資源を活用した新たな商品開発にかかる経費の一部を補助します。地域資源とは本市の農産物、歴史資源、文化、スポーツ等を指します。

- ◇対象経費：原材料、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、検査費用、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約
- ◇補助率：1/2以内
- ◇補助上限額：50万円
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

8 御用聞き型業務改善サポート事業

さまざまな企業経営課題の解決に向け、前橋市・前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会・前橋工科大学が共同で支援します。コーディネーターによる支援を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

◇対象者：市内事業者（費用負担なし）

◇支援期間：通年随時

◇支援内容：1. 改善活動

- ①生産性向上 工程レイアウト（動線短縮）、標準化、見える化
- ②5S活動 習慣化・定着化
- ③品質改善 不良率低減
- ④安全管理 リスクアセスメント、危険予知・予防安全
- ⑤改善活動 グループ活動、QCサークル支援・指導
- ⑥法令 PL法（製造物責任法、ものづくりにおける責任）
- ⑦品質システム システム構築、ISO9001認証支援

2. 御用聞き

マッチング、補助金活用支援、商品開発支援、各種相談・情報提供

9 事業拡張サポート補助金 事前申請 大企業可

工業団地の既存事業所敷地内に工場や物流施設等を増設又は建て替える場合に、補助を行います。事前の手続きが必要となります。詳しくは、産業政策課企業立地推進室（027-898-6984）へお問い合わせください。

◇補助要件 ※9

既存事業所の土地区分	工業専用地域		左記を除く旧前橋工業団地造成組合又は県企業局造成の工業団地等	
対象施設	製造事業所	物流事業所	製造事業所	物流事業所
既存事業所の建築面積	500㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	5,000㎡以上
増設・建て替えに必要な建築面積	500㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	5,000㎡以上

※9 市内で3年以上継続して事業を行っている事業者に限ります。

◇補助内容

- 施設設置補助金：増設等に係る家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額を3年間補助
- 事業促進補助金：増設等に係る事業所税資産割の2分の1相当額を3年間補助
- 雇用促進補助金：増設等に伴い前橋市民を新規に常時雇用し、事業開始後1年後に新規雇用者1人につき10万円を1回交付（上限200万円）

10 雇用拡大オフィス開設費補助金 事前申請 大企業可

市民の雇用を拡大するため、新たに市内にオフィスを開設又は市内の支社に本社機能に移転する市外国内事業者※10（個人事業主を除く）に対して、設置費用の一部を補助します。詳しくは、産業政策課雇用促進係（027-898-6985）へお問い合わせください（計画の段階でご相談ください）。

◇主な補助要件※11

市民を1人以上雇用し、令和8年2月27日までに事業が完了すること。

◇補助内容

- 対象経費：オフィス賃借料、セキュリティ工事費、通信環境整備費等
- 補助率：1/2以内
- 補助上限額：100万円
- 加算補助：市民を2人以上雇用した場合は、2人目以降市民1人の雇用に対し、10万円を追加補助する（加算上限100万円）

※10 申請時に法人設立日から3年以上経過し、本市で3年以上継続して事業を維持、運営されることが見込まれる事業者に限ります。

※11 交付にあたっては、本社所在地の市区町村税の滞納がないなど、詳細な補助要件があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

11 買い物利便性向上支援事業補助金 事前申請

市街化区域外のエリアにおいて、地域の生活を継続的に支えている事業者を対象に、店舗の改修工事費や備品購入費の一部を補助します。詳しくは、にぎわい商業課商業振興係（027-210-2188）へお問い合わせください。

◇対象者：市街化区域外のエリアにおいて1年以上営業を行っている事業者※12

◇対象区域：市街化調整区域、大胡・宮城・粕川・富士見地区（網掛け部分）

◇対象経費：

- ①対象店舗の改修工事費用（内装、外装、空調、電気設備工事、給排水設備工事等）
- ②備品購入費※13 ※14（耐用年数1年以上で取得価格1品が10万円以上※15）

◇補助率：

1/2以内（小規模事業者は2/3以内）

※ただし、デジタル導入に要する費用は1/2以内

◇補助上限額：

一般型 10万円※デジタル導入に要する費用は上限5万円
承継型 50万円※16

*前橋版電子地域通貨「めぶくPay」の加盟店となる
ことが条件となります。

【対象区域図】



前橋市アーバンデザイン策定区域

12 市街化店舗支援事業補助金 事前申請

市街化区域内のエリアにおいて、地域の生活を継続的に支えている事業者を対象に、店舗の改修工事費や備品購入費の一部を補助します。詳しくは、にぎわい商業課商業振興係（027-210-2188）へお問い合わせください。

◇対象者：市街化区域内のエリアにおいて1年以上営業（週4日以上かつ1日当たり2時間以上）を行っている事業者※12

◇対象区域：市街化区域（前橋市アーバンデザイン策定区域を除く。上図「対象区域図」の白抜き部分が対象区域です。）

◇対象経費：

- ①対象店舗の改修工事費用（内装、外装、空調、電気設備工事、給排水設備工事等）
- ②備品購入費※13 ※14（耐用年数1年以上で取得価格1品が10万円以上※15）

◇補助率：1/2以内（小規模事業者は2/3以内）

※ただし、デジタル導入に要する費用は1/2以内

◇補助上限額：一般型 15万円※デジタル導入に要する費用は上限5万円

承継型 50万円※16

*申請には、前橋商工会議所等による経営等の相談・支援を受ける必要があります。

*前年度、本補助金を申請した方は申請できません。

*前橋版電子地域通貨「めぶくPay」の加盟店となることが条件となります。

※12 標準産業分類表のうち大分類で、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む店舗が対象です。該当するかどうか、事前にお問い合わせください。

※13 工事等の発注は市内業者に限ります。ただし、市内業者で施工できない工事等のやむを得ない場合は除きます。

※14 対象店舗で使用する事業用の備品に限ります。

※15 パソコン・プリンター・タブレット端末等のデジタル導入に要する費用については、10万円以下のものであっても対象とします。

※16 前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会の指導を受け、事業承継に向けた計画を策定した事業者が対象です。令和7年度中に事業承継が完了する場合は、上限50万円となります。令和9年度までに承継する場合には、3か年にわたり補助を受けることができます（3か年で総額50万円）。詳しくは、お問い合わせください。

2 本市に立地する

問 産業政策課 企業立地推進室（027-898-6984）
前橋市役所本庁舎6階

1 企業立地優遇制度※17 事前申請 大企業可

◇対象施設：工場、物流施設、研究施設、データセンター、事務所（従業員30人以上）

◇立地要件及び助成メニュー

立地要件		助成メニュー	① 施設設置	② 事業促進	③ 雇用促進	④ 用地取得	⑤ 発掘調査
A	本市産業用分譲地、企業局産業用分譲地への立地		○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
B	本市産業用地、企業局産業用地への定期借地による立地		—	○ (3年)	○	—	—
C	工業団地等※18への立地		○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
D	工業団地等※18内への居抜き立地		○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
E	工業団地等※18への定期借地による立地		—	○ (3年)	○	—	—

【その他要件】全区分：土地面積2,000㎡超及び対象施設を設置、C・E：対象施設の延べ床面積1,000㎡超、C～E：投下固定資産1億円超

◇助成金内容（上表の①～⑤に対応）

助成金の名称	優遇措置の内容	限度額	期間・回数
①施設設置	固定資産税・都市計画税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年か3年
②事業促進	事業所税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年か3年
③雇用促進	前橋市民新規常用雇用者及び転勤に伴い前橋市民となった者1人につき20万円を助成(事業開始から1年後)	500万円	1回
④用地取得	土地取得代金の10%相当額を助成	1億円	1回
⑤埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財発掘調査費用の50%相当額を助成	1,000万円	1回

2 緑地面積率等の緩和

工場立地法により定められている工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積要件について、前橋市工場立地法地域準則条例により、下表のとおり緩和しています。

区 域	緑地面積率	緑地面積を含む環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以下
準工業地域・多田山産業団地	10%以上	15%以上	50%以下
上記以外の本市地域	20%以上	25%以上	50%以下
【参考】国の基準（法準則）	20%以上	25%以上	25%以下

※17 優遇制度を受けるには優遇措置の指定申請が事前が必要です。企業立地推進室へお問い合わせください。

※18 旧前橋工業団地造成組合造成地（工業団地・前橋都市計画富田地区地区計画の区域F地区）、企業局造成地（工業団地・産業団地）、工業専用地域、工業地域、前橋都市計画亀里地区地区計画の区域の一部。

3 創業・起業・事業承継

問 産業政策課 産業政策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

1 短期集中型創業支援プログラム

まえばし創業支援ネットワーク※19をはじめとする複数の専門家が一緒になって取り組み、創業を実現させるための短期集中型のコンサルティングを実施します。

- ◇対象者：過去に本市の創業支援事業のいずれかを受けた人で、創業3年未満の人
- ◇内容：2カ月間に最大4回分のコンサルティングが受けられる制度。相談先の選択はコーディネート役と相談の上、決定します。
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

2 創業サポート総合制度 **事前申請** **スタートアップ可**

前橋市内で新規に独立開業しようとする人※20を対象に、中小企業診断士による経営サポートのほか、制度融資に係る利子及び保証料の一部の補助を行う制度です。起業家独立開業支援資金（17ㄱ）等の融資の申し込み時に併せてご相談ください。

- ◇内容：①中小企業診断士による3年間にわたる最大8回の無料コンサルティング
②起業家独立開業支援資金の支払利子3年分を補助
③1,500万円までの借入に対し、3年分の保証料相当額を補助
- ◇条件：起業家独立開業支援資金（17ㄱ）、群馬県又は日本政策金融公庫の創業関連融資いずれかを利用すること（上記②③は起業家独立開業支援資金のみ対象）。
- また、中小企業診断士の診断を受け、制度対象である承認を得ること。
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

3 スタートアップオフィス支援補助金※21 **スタートアップ可**

市内で事業所を構えて起業しようとする、あるいは起業して間もない起業家を対象として、事業所にかかる令和7年度中の賃借料の一部を補助します。

- ◇対象経費：新規開業等に伴う事業所・店舗等の月額賃借料（令和7年度中）
- ◇補助率：1/3以内
- ◇補助上限額：月額3万円（最大12カ月）
- ◇受付期間：令和7年9月1日～30日

4 前橋市創業センター

「起業」に関する支援拠点で、低価格で利用できるオフィスや、各種工作機器を使用して自分のアイデアを試作することができるものづくりラボ等を備えています。また、当センターでは、事業が成功するように各種専門家の指導を受けることができるとともに起業に役立つ各種セミナーや交流会、相談会を定期的に開催しています。

- ◇主な支援内容：各種施設利用（インキュベーションオフィス・会議室等）
創業相談・経営指導※22（申し込み無料・要予約）
創業や経営に役立つ各種セミナー（参加費用1回500円）
- ◇お問い合わせ先：創業センター（前橋市千代田町2-7-10） 027-289-9666

5 群馬県事業承継・引継ぎ支援センター

アトツギがいても、いなくても、事業承継に悩みはつきものです。親族間・従業員・第三者（M&A）など事業承継に関する支援機関で相談無料です。中小企業の事業承継実務に精通した専門家が秘密厳守でご相談を受け付けます。

- ◇お問い合わせ先：事業承継・引継ぎ支援センター（前橋市亀里町884-1） 027-265-5040

※19 所属団体

- ①日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業
- ②前橋商工会議所
- ③前橋東部商工会
- ④富士見商工会
- ⑤関東信越税理士会前橋支部
- ⑥群馬県行政書士会
- ⑦群馬県社会保険労務士会前橋支部
- ⑧群馬県中小企業診断士協会
- ⑨前橋起業支援センター
- ⑩市民活動支援センター
- ⑪群馬県信用保証協会
- ⑫前橋市

※20 事業開始後3年未満の方等を含みます。

※21 本補助金の申請を行うためには、特定創業支援等事業（創業支援塾や前橋市創業センターにおける継続的な経営指導など）を受けたことの証明書が必要になります。

※22 1カ月以上に渡って4回以上指導を受けると、法人設立の際の登録免許税の一部減免が受けられたり、スタートアップオフィス支援補助金の申請に必要な要件を一つ満たすなどの特典があります。

4 まちなかで創業・事業を行う

問 にぎわい商業課 商業振興係 (027-210-2188)
前橋プラザ元気21 1階

【制度共通】補助金申請の際の注意点(5 まちなかの不動産を活用も同じ)

◇受付期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

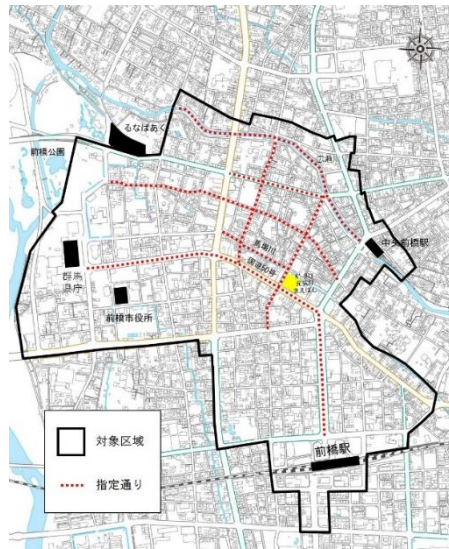
※予算上限額に達した場合、受付を締め切ります。

◇対象事業

令和8年3月31日までに事業及び支払いが完了するものが対象です。なお、補助金の申請前に工事等を開始している場合や風営法関連業種などは、対象外となります。

◇注意点

- ・工事等の発注は市内業者に限ります。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは除きます。
- ・対象区域及び指定通りについては、右図をご確認ください。※23



- 住宅等への転用をお考えの場合は、まちなか開発サポートガイドをご確認ください。
- 詳しくは、にぎわい商業課へお問い合わせください。

※23 境界線の外側に接する店舗についても対象区域に含めます。

1 まちなか既存店支援補助金 **事前申請**

まちなかで店舗やオフィスを営業している事業者を対象に、販路拡大や事業継続、事業承継にかかる経費の一部を補助します。※24

- ※申請には、前橋商工会議所による経営等の相談・支援を受ける必要があります。
- ※めぶくPayの加盟店となることが条件となります。

(小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業は必須)

(1) 維持・管理型

店舗の維持・管理に伴う改修工事費や備品購入費を補助します。

- ◇対象者：対象区域内で、1年以上店舗を営業している事業者
- ◇対象経費：改修工事費や備品購入費 ※25
- ◇補助率：補助対象経費の1/2以内
- ◇補助上限額：25万円

(2) チャレンジ型

新製品の開発や事業拡大にかかる改修工事費や備品購入費を補助します。

- ◇対象者：対象区域内で、1年以上店舗を営業している事業者
- ◇対象経費：改修工事費や備品購入費 ※25
- ◇補助率：補助対象経費の1/2以内
- ◇補助上限額：40万円

(3) 事業承継型 ※26

事業承継(代表者の変更)を契機に行う改修工事費等の一部を補助します。

- ◇対象者：対象区域内において、同一代表で5年以上店舗を営業している事業者で
本事業に伴い事業承継(代表者の変更)を行う者
- ◇対象経費：改修工事費や備品購入費 ※25
- ◇補助率：補助対象経費の1/2以内
- ◇補助上限額：100万円

※24 令和6年度に本補助金の交付を受けた事業者は対象外です。ただし、事業承継型の場合は対象となることがありますので、ご相談ください。

※25 備品購入費は、耐用年数1年以上で取得価額が1品10万円以上の事業用の備品が対象となります。

※26 事業承継型の場合、交付申請時に事業承継計画の策定が必要です。また、実績報告時に代表者を変更したことがわかる書類の提出が必要です。

2 まちなか開業支援補助金 事前申請 スタートアップ可

まちなかで新たに店舗やオフィスを開業する事業者を対象に、店舗等の改修工事費や備品購入費にかかる経費の一部を補助します。 ※27

＊めぶくpayの加盟店となることが条件となります。

（小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業は必須）

◇対象者：対象区域内（7㉔）で、新たに店舗やオフィスを開業する事業者

◇条件：指定通り（7㉔）に面する1階で開業する場合には、以下の審査が必要です。

- ・ 中小企業診断士による経営診断

・ 前橋市アーバンデザイン適合審査
- 】 双方の審査で基準点を超えた場合に、補助事業の対象となります。

◇対象経費：対象店舗の開業にかかる改修工事費や備品購入費 ※28

◇補助率：1/2以内

◇補助上限額：下記のとおり

開業場所	昼間主 ※29	夜間主 ※29
指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円
指定通り以外の1階・指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円
指定通りの1階	100万円	50万円

＊開業物件における本市が定める条件を満たし、かつ、本市が設ける審査により適合と判断される事業については、前橋市アーバンデザイン加速化事業として補助上限額が200万円となります。（予算により、採択される事業は年間4、5件程度となります。）

まちやど型 ※30 【まちに根付いた宿泊施設を開業する方】

◇対象者：対象区域内（7㉔）で、まちに根付いた宿泊施設を開業する事業者

＊本補助金におけるまちやど事業者は、マチスタントと連携して継続的に様々なソフト事業（まち歩き企画やオリジナルマップの発刊など）を実施することが条件となります。

◇対象経費：対象店舗の開業にかかる改修工事費や備品購入費

◇補助率：1/2以内

◇補助上限額：200万円

3 まちなかスモールビジネス支援補助金 事前申請

まちなかの空きスペースや公共空間などを活用して、実店舗の開業に向けた市場性の調査を図ることを目的としたチャレンジ出店を行う事業者を対象に、その出店にかかる経費の一部を補助します。 ※31

◇対象者：対象区域内（7㉔）で、チャレンジ出店を行う事業者

◇対象経費：出店料、広告宣伝費、レンタル・リース料、備品購入費（上限1万円） ※32

◇補助率：2/3以内

◇補助上限額：5万円

オーナー型 【店舗等の一画をチャレンジ出店スペースへ改修する方】

◇対象者：対象区域内（7㉔）で、1年以上店舗等を営業する事業者

◇対象経費：店舗内のチャレンジ出店スペースにかかる改修工事費や備品購入費

◇補助率：2/3以内

◇補助上限額：15万円

※27 対象区域内の移転は新規開業とみなしませんが、（前橋市創業センターからの移転は除く。）

※28 備品購入費は、耐用年数1年以上で取得価額が1品10万円以上の事業用の備品が対象となります。

※29 昼間主とは、8:00～15:00の間に正午（午前12時）を含む3時間以上営業する事業者。夜間主とは、上記昼間主以外の時間で営業をする事業者です。

※30 「まちやど」とは、まちを一つの宿と見立て宿泊施設とまちの日常をネットワークさせ、まちぐるみで宿泊客をもてなすことで地域の価値を向上を図る事業のことです。

※31 チャレンジ出店とは、実店舗の開業に向けて市場性を検証することを目的に、空きスペース等を活用して出店することを指します。

※32 備品購入費は、耐用年数1年以上で取得価額が1品10万円以上の事業用の備品が対象となります。また、備品購入費に対する補助上限額は1万円になります。

こんな出店支援も・・・

前橋中央通り商店街

商店街の使われていない店舗の軒先をチャレンジ出店スペースとして貸出しています。

お気軽にお問い合わせください。

問 前橋市まちづくり公社 まちづくり推進室
(027-289-5565)

無印良品 前橋中央通り商店街
一坪開業スペース

店内のレジ横の一画であなたの作る商品を販売してみませんか。

新しい出会いや発見があるかも・・・

問 無印良品 前橋中央通り商店街
maecyu@muji.co.jpにメールで申し込み

5 まちなかの不動産を活用

1 まちなか遊休不動産リビルド支援補助金 事前申請

問 にぎわい商業課 商業振興係（027-210-2188）
前橋プラザ元気21 1階

まちなかの遊休不動産（空き店舗や空き家等）を所有するオーナーを対象に、その物件のリノベーションにかかる費用の一部を補助します。

◇対象者：対象区域内（7㉔）の遊休不動産を所有する以下の者

- ① 遊休不動産の所有者 本人
- ② 該当する物件を賃貸してリノベーションするリノベパートナー

◇対象経費：遊休不動産のリノベーションに伴う改修工事費など※33

（例）残置物撤去費用、物件解体費用、給排水工事、電気設備工事費、
内外装工事費、図面作成調査費など

◇補助率：1/2以内

◇補助上限額：50万円/テナント（同一年度に3回まで申請可能）

- * 物件が本市が定めた要件に該当し、リノベーション後に開業する事業者が
前橋市アーバンデザイン加速化事業に該当する場合、補助上限額が150万円になります。
- * 住宅等への転用をお考えの場合は、まちなか開発サポートガイドの「まちなか不動産の活用をお考えの方へ」をご確認ください。

※33 住居として利活用する場合には、対象となりません。また、店舗併用住宅として利活用する場合、店舗部分に限り対象となります。

【リノベパートナー登録制度】

本制度では、まちなかの遊休不動産を所有するオーナーと出店希望者のマッチングをサポートする事業者を「リノベパートナー」として登録し、本市のホームページに公開しています。

前橋市アーバンデザインを基づく民間主体のまちづくりの一環として、まちなかの遊休不動産利活用に理解のある「リノベパートナー」とともに事業を行うことで、魅力的なまちなみや空間デザインによる店舗開業を促進します。

【マチスタント】

まちなかで何かをやってみたい方に対してまちづくりの動きを紹介しながらの「まち歩き」や補助制度のご案内など、さまざまな取り組みでサポートします。

そこから生まれる“つながり”や“発見”が、何かヒントになるかもしれません・・・



【前橋まちなかまちづくりファンド】 問 しのめ信用金庫法人営業部（027-330-1177）

社会的な課題解決のため一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資によりファンドを設立。空き家、空き店舗のリノベーション等による活用及び低未利用地の活用により、商業施設、宿泊施設、交流施設、業務施設等を整備・運営することで地域の課題解決に資する事業を投資対象としています。詳しくは、しのめ信用金庫法人営業部へお問い合わせください。

2 アーバンデザイン改修支援補助金

事前申請

問

市街地整備課
官民連携まちづくり係（027-898-6946）

アーバンデザイン策定区域内※34の建築物等を改修する事業者に改修に係る費用の一部を補助します。事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

※34 該当区域は下図をご覧ください。

（1）住宅転用促進事業（下図 アーバンデザイン策定区域内）

- ・ 補助対象事業
区域内の空きビル等を有効活用し、共同住宅やシェアハウス等へ用途変更※35する事業
- ・ 補助金額※36 《世帯用》100万円／戸、《単身用及びシェアハウス用》50万円／戸

※35 耐火、耐震性能などの必要な条件があります。

※36 工事費、整備費の1/2を上限とします。

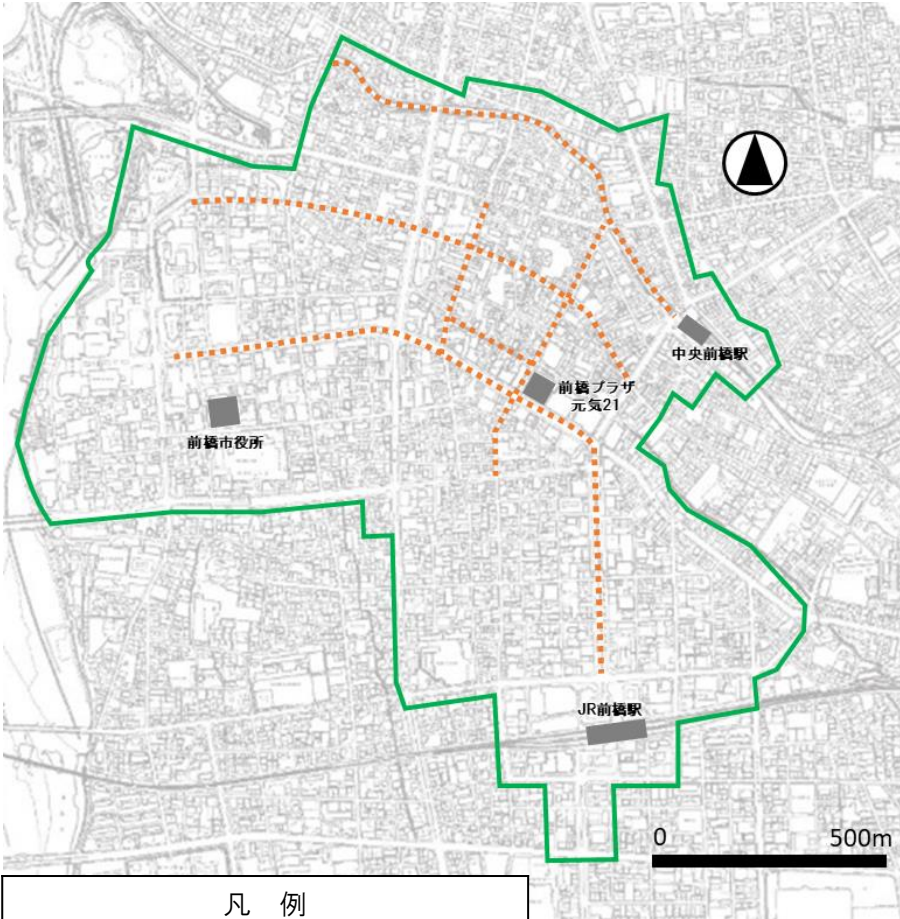
（2）アーバンデザイン・ガイドライン改修事業（下図 指定路線内）

- ・ 補助対象事業
区域内の指定路線に面した建築物、敷地を「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とし整備する事業
- ・ 補助金額※36 上限100万円

市HPへはこちらから



【対象区域図】



凡 例	
	アーバンデザイン策定区域
	指定路線

6 勤労者のための制度

 産業政策課 雇用促進係（027-898-6985）
前橋市役所本庁舎6階

1 障害者・ひとり親雇用奨励金

障害者やひとり親家庭の父母を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業に奨励金を交付します。

◇交付対象者：市内で事業を営む中小企業等で、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の第1期支給決定通知※37を受け、かつ、市税の滞納がない人

◇対象労働者：市内に住所を有し、市内事業所に勤務する障害者及びひとり親家の父母

◇交付金額：①短時間労働者以外…対象労働者1人につき10万円

②短時間労働者※38…対象労働者1人につき5万円

※37 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合、第2期支給決定通知を受けた人

※38 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の人。

2 仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する中小企業に奨励金を交付します。

◇交付対象者：市内で事業を営む中小企業等で、国の出生時両立支援コース助成金（第1種）及び育児中等業務代替支援コース助成金又は育児休業等支援コース助成金（業務代替支援）の支給決定を受け、かつ、市税の滞納がない人

◇対象労働者：市内事業所に勤務し、上記助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者

◇交付金額：支給対象労働者1人につき5万円

3 地方就職学生支援金

東京圏に居住し、かつ本部が東京都内にある大学等の東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生で、群馬県内に就職し、本市に移住する方に対して、就職活動に係る交通費等の一部を支給します。

◇交付対象者：以下のすべてに該当する人

①移住に関する主な要件

- ・大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業していること。
（交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象）
- ・大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- ・本市に移住したこと（交通費については、群馬県内に所在する企業に就職が内定している場合も対象）。
- ・上記内定企業に就職し、本市に5年以上継続して移住する意思を有していること。

②就業に関する要件

- ・勤務地が群馬県内に所在すること。
- ・官公庁等ではないこと。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ・本市から通勤可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

◇交付金額

①交通費：上限6,000円

②移転費：お問い合わせください。

4 中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

退職金共済契約に令和6年2月から同年12月に初めて加入した企業の加入時の従業員掛金が対象。対象となる被共済者の令和7年中の掛金の20%を補助します。令和7年1月以降に加入した企業は対象外です。

対象事業所には、申請書を送付します。

◇交付対象者：以下の退職金共済契約を締結した中小企業

- ①勤労者退職金共済機構実施の中小企業退職金共済制度によるもの
- ②前橋商工会議所および群馬県商工会連合会実施の特定退職金共済制度によるもの

5 ジョブセンターまえばし(総合的な就職支援施設)

若者や子育て中の女性をメインターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口も併設しています。

また、令和7年4月からは、就職氷河期世代をはじめとする幅広い世代を対象に、キャリア・リスタート支援を開始します。

◇主な就職支援メニュー

- ・ カウンセリングによる就職支援プログラムの作成
- ・ 就職活動に役立つ各種セミナー
- ・ インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング
- ・ 子育て中の女性を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会
- ・ 就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援

◇その他

- ・ 施設の各部屋の貸し出し

◇開館時間：午前9時～午後9時

- ・ 就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時～午後5時

◇休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始

◇所在地：前橋市大渡町二丁目3-15

- ・ 総合的就職支援窓口 (電話) 027-289-4634
- ・ 講座、施設利用窓口 (電話) 027-252-0500
- ・ ハローワーク窓口 (電話) 027-256-9321



7 制度融資のご案内

 産業政策課 産業政策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

1 制度融資一覧

名称	対象者	資金使途	詳細
小口資金	中小企業者	運転・設備	15〇〇
特別小口資金	中小企業者	運転・設備	15〇〇
経営振興資金	中小企業者	運転・設備	15〇〇
中心市街地にぎわい資金	中小企業者	設備	16〇〇
短期サポート資金	中小企業者	運転	16〇〇
中小企業研究開発資金	中小企業者	運転・設備	16〇〇
企業誘致促進資金	指定事業者・大企業者	土地取得資金等	16〇〇
企業設備資金	中小企業者・大企業者	設備	17〇〇
起業家独立開業支援資金	新規開業者等	運転・設備	17〇〇

2 融資を受けられる方の要件

(1)融資を受ける要件

- 原則として、次のア～オをすべて満たしている中小企業者及び中小企業団体です。
- ア）原則として、前橋市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者※39
 - イ）原則市税を完納している者
 - ウ）許認可等が必要な業種の事業を営む方は、該当の許認可等を取得していること
 - エ）群馬県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること（※一部対象外あり）
 - オ）群馬県信用保証協会の信用保証が受けられること※40

※39 次の資金を除く。
・ 中心市街地にぎわい資金
・ 企業設備資金
・ 企業誘致促進資金
・ 起業家独立開業支援資金

許認可(写)の確認が必要な業種一覧			
食料品製造業	医薬品・医薬部外品・化粧品製造業	特別管理産業廃棄物処理業	興行場(映画館・劇場)
食料品販売業	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	有料職業紹介事業	浴場業
飲食店・喫茶店	医療機器・体外診断用医薬品製造業	病院・診療所・助産所	測量業
建設業	再生医療等製品製造販売業	宅地建物取引業	砂利採取業
一般旅客自動車運送事業	再生医療等製品製造業	酒類製造業	採石業
特定旅客自動車運送事業	再生医療等製品販売業	酒母・もろみ製造業	建築士事務所
一般貨物自動車運送事業	医薬品販売業	酒類販売業	電気工事業
特定貨物自動車運送事業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	第1種高圧ガス製造業	自動車分解整備事業
旅館業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	液化石油ガス販売業	揮発油販売業
古物営業	医療機器修理業	労働者派遣事業	揮発油特定加工業
薬局	一般廃棄物処理業	家畜商	軽油特定加工業
医薬品・医薬部外品・化粧品製造販売業	産業廃棄物処理業	浄化槽清掃業	自家用有償旅客運送

※40 小口資金、特別小口資金、経営振興資金、経営安定資金の場合は、協会の信用保証が必須となります。

(2)中小企業者の範囲

中小企業者とは、次に該当する方です。

業種分類	資本金・従業員数			
製造業等	資本金 3億円以下	または	従業員数	300人以下
卸売業	資本金 1億円以下	または	従業員数	100人以下
小売業	資本金 5千万円以下	または	従業員数	50人以下
サービス業	資本金 5千万円以下	または	従業員数	100人以下

(3)融資の対象となる営業所在地と営業実績

ア) 個人事業者・法人

前橋市内に事業所があり、1年以上継続して事業を営んでいる者

イ) 中小企業団体

前橋市内に登記簿上の所在地があり、前橋市内で1年以上継続して事業を営んでいる団体

※中心市街地にぎわい資金と企業設備資金は、市外で1年以上継続して事業を営んでいる者も対象となります。

※企業誘致促進資金は、前橋市企業立地促進条例の指定事業者が対象となります。

※起業家独立開業支援資金（Aタイプ）は、創業後3年未満まで対象となります。

3 主な提出書類

- ・各種申請書
- ・定款及び履歴事項全部証明書等
- ・事業計画書
- ・見積書または契約書の写し
- ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書
- ・決算関係書類
- ・建築確認書の写し
- ・法令等に基づく資格の確認書類（13頁）
- ・納税証明書（下記参照）

＜必要となる納税証明書の種類について＞

ア) 制度融資の申込みには、原則として『市税の完納証明』が必要となります。

税の滞納のある方は原則として利用できませんが、納税の状況によっては利用できる場合もありますのでご相談ください。

イ) 小口資金及び特別小口資金は、県との協調融資であることから、『県税の完納証明（滞納が無いことの証明）』も必要となります。

ウ) 中心市街地にぎわい資金及び企業設備資金は、『申請者が営業する所在地における市町村税の納税証明（滞納が無いことの証明）』も必要となります。

4 注意事項

○資金使途が設備の場合

- ・事前着工（市の承認前の発注・融資実行等）は認められません。
- ・前橋市内に設備するものに限ります。

○小口資金及び特別小口資金、経営振興資金は、本年度に限り次のいずれかの要件に該当する場合のみ肩代わり（借り換え）融資の対象です。

【小口資金及び特別小口資金】

- ①事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む者（経営改善要件）
- ②セーフティネット5号又は6号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

【経営振興資金】

- ①最近6ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ③最近6ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ④最近3ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ⑤セーフティネット5号又は6号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

○この融資案内による各資金の融資条件は、令和7年4月1日現在のもので、経済・金融状況の変化により変更することがあります。

7 制度融資のご案内（詳細一覧）

1 小口資金※41

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等	運転・設備 1,250万円以内	年1.8%以内	運転 6年以内 設備 8年以内 (内6ヵ月以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店
【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

2 特別小口資金※41※42

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
●上記業者で製造業は従業員20人以下、商業、サービス業は5人以下(会社、組合も含む) ●開業後1年以上で過去1年間税金を完納していること (市県民税は所得割以上または法人税割以上が必要)	運転・設備 1,250万円以内	年1.8%以内	運転 6年以内 設備 8年以内 (内6ヵ月以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店
【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

3 経営振興資金※43※44

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等	運転・設備 1,500万円以内	年2.3%以内 (2年以内分割償還の場合、年2.0%以内)	運転 7年以内 設備 9年以内 借換 6年以内※41 (内6ヵ月以内の据置可)
特別融資 経営安定資金※45	運転・設備 3,000万円以内	年1.5%以内	運転 7年以内 (内1年以内の据置可) 借換 6年以内※41 (内6ヵ月以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店
【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

※41 要件に該当する場合のみ、肩代わり（借り換え）融資の対象です。

※42 現在、保証協会を利用している人（特別小口資金の保証を除く）は利用できません。又この資金を利用中は保証協会を利用した融資は受けられません。

※43 利用の際は、市が信用保証料の一部を負担します。但し、経営者保証を選択しない場合の信用保証料の上乗せについては、負担しません。

※44 原則として、小口資金を利用してなお資金が不足する場合に利用します。

※45 関連倒産防止、受注・売上減少、セーフティネット保証関連、り災証明関連

4 中心市街地にぎわい資金

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
●中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている者 市内中小企業者等 ●前橋市アーバンデザイン策定区域内(10分圏)に設備投資するもの	設備 1億円以内	年1.0%以内 (保証協会付きの場合年0.8%以内)	10年以内 (内2年以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

5 短期サポート資金※46

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等	運転5,000万円以内(ただし、保証協会付きの残高は3,000万円以内)	年1.7%以内 (保証協会付きの場合、年1.5%以内)	1年以内

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

※46 一括返済または元金均等返済とします。元金均等返済の場合、据え置きでのご利用はできません。

6 中小企業研究開発資金

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等 ※47	運転・設備 2億円以内	年1.0%以内	10年以内 (内2年以内の据置可)

【申込先】前橋市役所産業政策課

【お問い合わせ】前橋市産業政策課（027-898-6983）

※47 次のいずれかに該当する事業を行う者に限ります。
①新たな分野への進出に関する事業
②新製品・新技術開発に関する事業
③国際認証取得に関する事業
④新製品・新技術開発のための産学官連携等による共同開発、共同研究事業

7 企業誘致促進資金

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
前橋市企業立地促進条例の指定事業者等	事業所新設・取得 土地取得 設備資金 6億円以内	年1.5%以内 (保証協会付きの場合、年1.1%以内)	12年以内 (内2年以内の据置可)

【申込先】前橋市役所産業政策課

【お問い合わせ】前橋市産業政策課（027-898-6983）

8 企業設備資金※48

対象者		融資金額	融資利率	融資期間
1年以上継続して事業を営んでいる者(ただし、一部対象外業種あり)	・建設業 ・製造業 ・運輸業	①機械器具装置等 3億円以内 ②建築物及び付随する土地 5億円以内	年1.7%以内 (保証協会付きの場合、年1.4%以内)	設備10年以内 (内2年以内の据置可)
	上記以外の業種	1億円以内		

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

※48 業種ごとの融資限度額及び土地利用の制限等については、事前にお問い合わせください。

9 起業家独立開業支援資金※49

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
●Aタイプ(以下に全て該当する人) ・市内で新規(事業開始後3年未満を含む)に事業活動を始める者、中小企業者及び中小企業団体 ・中小企業信用保険法に定める特定事業を行う者(市内に事業所を設置すること) ・原則として給与所得を得ていた者	運転・設備 5,000万円以内	年1.0%以内	10年以内 (内1年以内の据置可)
●Bタイプ(分社化対応) 会社が新たに市内に設立(分社)した中小企業者である会社であって、その設立した日以後5年を経過していない者	運転・設備 1,500万円以内		

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

※49 創業サポート総合制度（6割）の認定を受けた者は、利子・保証料の一部が最長3年間補助されるほか、中小企業診断士による無料コンサルティングが受けられます。別途申請が必要です。

前橋市内取扱金融機関一覧表

金融機関名・支店名	所在地	電話番号
みずほ銀行		
前橋支店	本町二丁目1-14	027-231-4481
三井住友銀行		
北関東法人営業部	本町二丁目1-16	027-237-1153
りそな銀行		
前橋支店	本町一丁目2-16	027-231-6241
群馬銀行		
本店営業部・総社支店	元総社町194	027-252-1111
堅町支店	千代田町三丁目1-13	027-231-0160
県庁支店	大手町一丁目1-1	027-221-9296
前橋東支店	朝日町二丁目13-14	027-224-4418
大胡支店	大胡町382-3	027-283-2611
駒形支店	駒形町39-1	027-266-1155
前橋支店	本町二丁目2-11	027-231-4221
前橋北支店・富士見支店	青柳町600	027-233-3121
広瀬支店	広瀬町二丁目26-1	027-261-7030
光が丘支店	小相木町583-1	027-253-1155
前橋駅南支店	南町三丁目66-4	027-224-8321
片貝支店	西片貝町一丁目261-4	027-232-1151
足利銀行		
前橋支店	千代田町三丁目4-12	027-231-1500
第四北越銀行		
前橋東支店	朝日町四丁目24-18	027-224-1641
東和銀行		
本店営業部・新前橋支店	本町二丁目12-6	027-234-1000
前橋北支店	国領町一丁目5-2	027-231-6789
前橋西支店	大渡町二丁目3-39	027-253-5811
前橋東支店・大胡支店	三俣町一丁目29-10	027-233-6431
前橋南支店	六供町464-2	027-224-3122
栃木銀行		
前橋支店	本町二丁目15-10 7階	027-289-5121
大光銀行		
前橋支店	石倉町二丁目5-3	027-251-6611
横浜銀行		
前橋支店	高崎市田町111-1	027-322-4411
高崎信用金庫		
前橋支店	城東町一丁目4-1	027-233-3511
前橋南支店	南町四丁目6-1	027-223-1230
新前橋支店	古市町一丁目46-5	027-253-1217

金融機関名・支店名	所在地	電話番号
桐生信用金庫		
前橋支店	南町三丁目71-3	027-223-6321
前橋東支店	天川大島町1465	027-287-1180
アイオー信用金庫		
前橋支店	文京町一丁目41-14	027-221-3838
利根郡信用金庫		
前橋支店	下小出町二丁目33-8	027-232-3311
前橋西支店	総社町植野736-2	027-255-5111
北群馬信用金庫		
前橋支店	国領町一丁目1-11	027-234-3434
しのめ信用金庫		
前橋営業部・岩神町支店	千代田町二丁目3-12	027-230-9100
天大支店	文京町四丁目20-20	027-243-4111
芳賀支店	高花台一丁目9-5	027-269-6821
前橋南支店	南町四丁目32-18	027-224-1085
片貝支店	西片貝町五丁目18-35	027-243-3971
新前橋支店	古市町228-2	027-253-2411
駒形支店・山王支店	駒形町1051-1	027-266-2811
大胡営業部・宮城支店	大胡町34	027-283-3111
若宮支店	若宮町四丁目18-13	027-231-1581
城南支店	二之宮町1250-3	027-268-2121
小出支店	上小出町三丁目18-13	027-232-1321
亀泉支店	亀泉町271-5	027-269-8686
富士見支店	富士見町小暮1606-7	027-288-8000
前橋西支店・石倉支店	元総社町2474-1	027-253-4141
あかぎ信用組合		
本店	六供町二丁目50-43	027-223-9700
北代田支店	北代田町680-1	027-231-9863
片貝支店	西片貝町一丁目322-7	027-231-6592
大利根支店	下新田町460-155	027-253-0088
ぐんまみらい信用組合		
前橋支店	文京町一丁目31-16	027-223-3232
前橋北支店	荒牧町一丁目45-3	027-233-3222
総社支店	総社町総社1127-1	027-251-7526
横浜幸銀信用組合		
前橋支店	古市町一丁目5-4	027-252-2301
商工組合中央金庫		
前橋支店	本町一丁目1-11	027-224-8151

公的融資は前橋市のほか、群馬県、日本政策金融公庫でも取り扱っております。詳しくは下記へお問い合わせください。

【群馬県の制度融資】群馬県 地域企業支援課 027-226-3332

【国の制度融資等】日本政策金融公庫 前橋支店 国民生活事業 027-223-7311

中小企業事業 027-235-8686



前橋市の産業施策に関する情報や申請書のダウンロード、
まちなかの情報等、詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

産業政策課関連ページ情報



◇前橋市の補助金情報などが掲載されている
ページはこちらから

掲載場所：ホーム>産業・ビジネス>

産業>商工業>補助金をご希望の方へ

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/7/index.html)

[sangyo_business/4/3/7/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/7/index.html)



◇融資の情報などが掲載されている
ページはこちらから

掲載場所：ホーム>産業・ビジネス>産業>

商工業>融資をご希望の方へ

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/8/index.html)

[sangyo_business/4/3/8/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/8/index.html)



◇創業・起業の情報などが掲載されている
ページはこちらから

掲載場所：ホーム>産業・ビジネス>

産業>商工業>創業・起業したい方へ

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/5/index.html)

[sangyo_business/4/3/5/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/5/index.html)



◇工業団地のページはこちらから

掲載場所：ホーム>産業・ビジネス>産業>

商工業>工業団地

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/3/index.html)

[sangyo_business/4/3/3/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/3/index.html)



◇労働施策のページはこちらから

掲載場所：ホーム>産業・ビジネス>産業>

商工業>働き方・制度>

雇用・労働(事業者向け)

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/6/4/index.html)

[sangyo_business/4/3/6/4/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/6/4/index.html)



◇産学官連携に関するページはこちら

掲載場所：ホーム>産業・ビジネス>産業>

商工業>製品開発を考えている方へ

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/4/index.html)

[sangyo_business/4/3/4/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/4/index.html)

にぎわい商業課関連ページ情報



◇補助金情報などが掲載されているページは
こちらから

掲載場所：ホーム>申請書ダウンロード>

産業経済部>にぎわい商業課

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/7/2/index.html)

[shinseisho/7/2/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/7/2/index.html)



◇前橋プラザ元気21、にぎわいホールの

情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所：ホーム>前橋市のおもな施設

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/shisetsu/1/2213.html)

[soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/](https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/shisetsu/1/2213.html)

[shisetsu/1/2213.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/shisetsu/1/2213.html)



◇まちなか、広場の情報などが

掲載されているページはこちらから

掲載場所：まちづくり公社まちなか推進課

[https://www.maebashi-cc.or.jp/](https://www.maebashi-cc.or.jp/suishinka/)

[suishinka/](https://www.maebashi-cc.or.jp/suishinka/)



◇イベント情報などが掲載されているページは
こちらから

掲載場所：イベントまえばし i goo (イグー)

<https://www.igoo.info>



前橋市